

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例または他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関し基本的事項を定めることにより、補助金等にかかる予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、消防組合が消防組合以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金 各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付をいう。
- (2) 交付金 一定の行政上の必要性から交付される現金的給付をいう。
- (3) 利子補給金 補助または助成のための措置として被補助者の本来の収入では不足すると認められるところを補うため支給する現金給付をいう。
- (4) その他 相当の反対給付を受けない給付金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務または事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(令3規則2・一部改正)

(補助金等の額および補助率)

第3条 補助金等の交付の額および補助率は予算の範囲内で管理者が別に定める。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、すでに完了した事務または事業に対し、その実績に基づき補助金等の交付を申請しようとする場合においては、「事業計画書」とあるのは「事業精算書」と、「収支予算書」とあるのは「収支決算書」とする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他管理者が必要と認める書類

3 管理者は、前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第5条 管理者は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請にかかる書類等の審査および必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 管理者は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付の条件)

第6条 管理者は、補助金等の交付を決定する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容または経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、管理者の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止または廃止しようとする場合においては、管理者の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難と認められる場合においては、速やかに管理者に報告してその指示を受けること。

(補助金等の交付の決定の通知)

第7条 管理者は、補助金等の交付の決定をしたときは、補助金等交付指令書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業等の変更等)

第8条 第6条第1号に規定する承認を受けようとする者は、補助金等交付変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書(様式第6号)
- (2) 収支変更予算書(様式第7号)
- (3) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容について審査し、承認すべきものと認めるときは、補助金等交付変更承認指令書(様式第8号)により、変更の承認を受けようとする者に通知するものとする。

3 第6条第2号に規定する承認を受けようとする者は、補助事業等中止(廃止)届(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 管理者は、補助金等の交付の決定をした後において、天災事変その他の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 管理者は、前項の規定により交付の決定を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更するときは、その旨および理由を記載した書面で申請者に通知しなければならない。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、補助事業等の遂行にあたり善良な管理者の注意をもつて行なわなければならない。いやくも補助金等を他の目的に使用してはならない。

(状況報告等)

第11条 管理者は、必要があると認めるときは、補助事業者等に対し指示し命令するほか、補助事業等の遂行状況に関し報告を求めまたは関係吏員に検査をさせることができる。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助事業等が完了したとき、または補助金等の交付の決定に係る消防組合の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、第4条第2項ただし書に該当する場合および管理者が補助金等の性質その他特別の理由により提出する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 事業精算書(様式第11号)

(2) 収支決算書(様式第12号)

(3) その他管理者が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第13条 管理者は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。ただし、前条ただし書に該当する場合にあつては、第5条の規定による交付の決定があつたときに補助金等の額の確定があつたものとみなす。

2 管理者は、補助金等の額を確定した場合において、補助金等の確定額と交付決定額とに増減が生じたときは、補助金等確定通知書(様式第13号)により、その額を当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 管理者は、第12条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対し命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第15条 第13条の規定により補助金等の額の確定を受けた補助事業者等が、補助金等の交付を受けようとするときは、請求書に補助金等交付指令書の写し(補助事業等の変更があつたときは、補助金等交付変更承認指令書の写し)を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払または前金払により交付することができる。

(決定の取消し)

第16条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) この規則または補助金等の交付条件に違反したとき。

(2) 補助事業等の施行が不相当と認められたとき。

(3) 前各号のほか不正の事実があると管理者が認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用する。

3 前2項の規定により補助金等の交付決定の全部または一部を取り消したときは、補助金等取消通知書(様式第14号)により補助事業者等に通知するものとする。

(令3規則2・一部改正)

(補助金等の返還)

第17条 管理者は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関するすでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 管理者は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第18条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限後に納付したときは、鯖江市諸収入金督促手数料および延滞金徴収条例(昭和33年鯖江市条例第4号)第3条の規定により算出した延滞金を納付しなければならない。

2 管理者は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部または一部を免除することができる。
(他の補助金等の一時停止)

第19条 管理者は、補助金等の返還を命ぜられた補助事業者等が当該補助金等または延滞金の全部もしくは一部を納付しない場合において、その者に対して他の交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止するものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得しまたは効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し譲渡し、貸し付けまたは担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部または一部を返還しもしくは当該財産の耐用年数を経過した場合または管理者が特に承認したときは、この限りでない。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、この規則施行の日以後に交付の決定がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の決定があつた補助金等については、なお従前の例による。

附 則(平成4年規則第3号)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鯖江・丹生消防組合補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の決定があつた補助金等については、なお従前の例による。

附 則(令和3年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の鯖江・丹生消防組合火災予防条例施行規則、鯖江・丹生消防組合職員の退職管理に関する規則および鯖江・丹生消防組合補助金等交付規則の規定による様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号

(令3規則2・一部改正)

様式第1号

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
管理者

殿

住 所(所 在 地)

(名 称)

氏 名(代表者氏名)

補助金等交付申請書

年度(補助事業等の名称)について、補助金等の交付を受けたいので、鯖江・丹生消防組合補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書(別紙様式第2号のとおり)
- 3 収支予算書(# 第3号 #)
- 4 その他添付書類

様式第2号

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容および経費の区分

事業種目	金額	事業内容	摘要
	(円)		
計			

様式第3号

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増減 (円)	摘 要
計				

支出の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増減 (円)	摘 要
計				

様式第4号

(表)

鯖江・丹生消防組合指令 第 号

住 所(所 在 地)

(名 称)

氏 名(代表者氏名)

補助金等交付指令書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度(補助事業等の名称)については、鯖江・丹生消防組合補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり補助金等を交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
管理者

印

記

- 1 補助金等の交付の対象となる事業およびその内容は、交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金等の額は 円とする。
- 3 補助金等の交付条件は、裏面のとおりとする。

(裏)

- (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者の承認または指示を受けること。
 - ア 補助事業等の内容または経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき。
 - イ 補助事業等を中止し、または廃止するとき。
 - ウ 補助事業等が予定期間内に完了しないときまたは補助事業等の遂行が困難となったとき。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに実績報告書に必要な書類を添えて管理者に提出すること。
 - ア 補助事業等が完了したとき。
 - イ 補助金等の交付の決定に係る組合の会計年度が終了したとき。
- (3) 補助事業等に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を補助事業等の属する会計年度終了後5年間整理保存しておくこと。

備考 補助金等の交付条件の欄には、その都度必要な事項を追加すること。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
管理者

殿

住 所(所 在 地)
(名 称)
氏 名(代表者氏名)

補助金等交付変更承認申請書

年 月 日付け鯖江・丹生消防組合指令 第 号で交付決定通知のあった
年度(補助事業等の名称)について、下記のとおり変更したいので、鯖江・丹生
消防組合補助金等交付規則第8条第1項の規定により申請します。

記

1 交付申請額

変更前の額 円

変更後の額 円

2 事業変更計画書(別紙様式第6号のとおり)

3 収支変更予算書(" 第7号 ")

4 その他添付書類

様式第6号

事業変更計画書

1 事業の変更理由

2 事業の内容および経費の区分

事業種目	金額	事業内容	摘要
	(円)		
	()		
	()		
	()		
	()		
計			

備考 金額欄の()には、変更前の額を記入のこと。

様式第7号

収 支 変 更 予 算 書

収入の部

区 分	変更後予算額 (円)	変更前予算額 (円)	比較増減 (円)	摘 要
計				

支出の部

区 分	変更後予算額 (円)	変更前予算額 (円)	比較増減 (円)	摘 要
計				

様式第8号

鯖江・丹生消防組合指令 第 号

住 所(所 在 地)

(名 称)

氏 名(代表者氏名)

補助金等交付変更承認指令書

年 月 日付けで申請のあつた 年度(補助事業等の名称)の変更については、申請のとおりこれを承認し、年 月 日付け鯖江・丹生消防組合指令 第 号の交付決定通知の一部を下記のとおり変更したので通知する。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
管理者

印

記

1 補助金等の交付の対象となる事業およびその内容は、補助金等交付変更承認申請書に記載のとおりとする。

2 変更前の交付決定額 円

3 変更後の交付決定額 円

様式第9号

		年 月 日
鯖江・丹生消防組合 管理者	殿	
	住 所(所 在 地)	
	(名 称)	
	氏 名(代表者氏名)	
補助事業等中止(廃止)届		
年 月 日付け鯖江・丹生消防組合指令 第 号で交付決定通知のあった 年度(補助事業等の名称)について、下記のとおり中止(廃止)したいので、鯖 江・丹生消防組合補助金等交付規則第8条第3項の規定により届け出ます。		
記		
1 中止(廃止)の理由		
2 中止の期間		

様式第10号

(令3規則2・一部改正)

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
管理者

殿

住 所(所 在 地)

(名 称)

氏 名(代表者氏名)

実 績 報 告 書

年 月 日付け鯖江・丹生消防組合指令 第 号で交付決定通知のあった
年度(補助事業等の名称)について、下記のとおり実施したので、鯖江・丹生消
防組合補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて実績を報告いたしま
す。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 事業精算書(別紙様式第11号のとおり)
- 3 収支決算書(# 第12号 #)
- 4 その他添付書類

様式第11号

事業精算書

1 事業の実績

2 事業の内容および経費区分

事業種目	金額	事業内容	摘要
	(円)		
計			

様式第12号

収 支 決 算 書

収入の部

区 分	本年度予算額 (円)	決 算 額 (円)	比 較 増 減 (円)	摘 要
計				

支出の部

区 分	本年度予算額 (円)	決 算 額 (円)	比 較 増 減 (円)	摘 要
計				

様式第13号

鯖江・丹生消防組合指令 第 号

住 所(所 在 地)

(名 称)

氏 名(代表者氏名)

補助金等確定通知書

年 月 日付け鯖江・丹生消防組合指令 第 号で交付の決定をした
年度(補助事業等の名称)については、鯖江・丹生消防組合補助金等交付規則第13条
の規定により、下記のとおり補助金等の額を確定したので通知する。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
管理者

印

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第14号

鯖江・丹生消防組合指令 第 号

住 所(所 在 地)

(名 称)

氏 名(代表者氏名)

補助金等取消通知書

年 月 日付け鯖江・丹生消防組合指令 第 号で交付の決定をした
年度(補助事業等の名称)について、鯖江・丹生消防組合補助金等交付規則第16条の
規定により、補助金等の交付決定の全部(一部)を下記のとおり取り消したので通知す
る。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合

管理者

印

記

- 1 取消しの理由
- 2 交付決定済額 円
- 3 取 消 額 円
- 4 取消し後の補助金等の額 円